第６号様式別表５の６の２記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、法附則第９条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

２　「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号又は第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄　連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令第27条の12の５第６項第２号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては租税特別措置法施行令第39条の47第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

⑵　「$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{④の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ ⑥」の欄　欄中「④の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算すること。

⑶　「比較雇用者給与等支給額⑦」の欄　欄中「⑤」とあるのは「（⑤＋⑤の外書）」として計算すること。

３　「継続雇用者給与等支給増加割合の計算」及び「国内設備投資に係る計算」の記載に当たっては、それぞれの計算において用いる額に応じ、「計算対象額の別」の欄のいずれかに○印を付すること。

４　「①のうち所得等課税事業に係る額⑳」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法附則第９条第16項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）以外の事業に係る額を記載すること。

５　次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業（法第72条の２第１項第１号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉓」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業等に係る者